

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。
(具体的な対象者の例)

| 時 期 | 対 象 者 |
|---------------------------|--|
| 2019年10月1日 ～2020年3月31日 | 誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日 までの障害のある子ども |
| 2020年4月1日 ～2021年3月31日 | 誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日 までの障害のある子ども |

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い
いただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償
化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

【お問い合わせ先】 ※電話番号等は裏面に掲載しています。

○支給決定の内容や受給者証に関するお問い合わせ先

(通所) お住まいの区の保健福祉課 (東区は福祉課) / (入所) 広島市児童相談所支援課

○制度全般に関するお問い合わせ先

広島市健康福祉局障害福祉部 障害自立支援課

お問い合わせ先

○支給決定の内容や受給者証に関するお問い合わせ先
(通所サービス)

| 区担当課 | 身体障害、知的障害の方 難病の方 (障害福祉係) | 精神障害、発達障害の方 (保健指導係) |
|-----------|--------------------------------|------------------------|
| 中区保健福祉課 | TEL 504-2588 | TEL 504-2109 |
| | FAX 504-2175 | |
| 東区福祉課 | TEL 568-7734 | |
| | FAX 568-7781 | |
| 南区保健福祉課 | TEL 250-4132 | TEL 250-4133 |
| | FAX 252-2949 | |
| 西区保健福祉課 | TEL 294-6346 | TEL 294-6384 |
| | FAX 294-6311 | |
| 安佐南区保健福祉課 | TEL 831-4946 | TEL 831-4944 |
| | FAX 879-8565 | FAX 870-2255 |
| 安佐北区保健福祉課 | TEL 819-0608 | TEL 819-0616 |
| | FAX 815-0466 | |
| 安芸区保健福祉課 | TEL 821-2816 | TEL 821-2820 |
| | FAX 821-2832 | |
| 佐伯区保健福祉課 | TEL 943-9769 | TEL 943-9733 |
| | FAX 923-1611 | |

(入所サービス)

広島市児童相談所支援課 TEL 263-0694 FAX 263-0705

○制度全般に関するお問い合わせ先

広島市健康福祉局障害福祉部 障害自立支援課
TEL 504-2148 FAX 504-2256